

令和2年度第2回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	令和2年12月2日(水)		
開催の場所	市民会館うらわ 501・502集会室 (さいたま市内)		
開閉の日時	開会	12月2日	午前14時
	閉会	12月2日	午前15時26分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 諮問事項 ・第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(案)について</p> <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 13人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部	上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学	准教授
鈴木 裕一	立正大学	名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学	教授
三浦 和彦	東京理科大学	教授
藤川 久之	埼玉県弁護士会	弁護士
佐野 幸子	埼玉県女性薬剤師会	副会長 薬剤師
小島 直子	(公財)埼玉県生態系保護協会 普及広報部	上席主任
萩野 頼子	埼玉県商工会議所女性会連合会	会長
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会	代表理事・会長理事
梶田 吉久	(一社)埼玉県猟友会	副会長理事
田口 義明	公募委員	
町田 由徳	公募委員	

欠席委員 7人

四ノ宮 美保	埼玉県立大学	准教授
横田 樹広	東京都市大学	准教授
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会	常務理事
内沼 博史	埼玉県議会議員	
武内 政文	埼玉県議会議員	
橋詰 昌児	埼玉県議会議員	
木津 雅晟	三郷市長	

第2回 埼玉県環境審議会

令和2年12月2日（水）

午後 2時02分開会

○司会（赤松） 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

当初御案内いたしました日時、会場が変更となりましたことにつきまして、改めておわび申し上げます。加えまして、新型コロナウイルス感染症が高止まりの中、急遽リモートとリアル混在する形での会議となりました。委員の皆様におかれましては、開催直前での対応に御協力いただきまして、感謝申し上げます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、資料を確認させていただきます。

議事資料の諮問事項、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）について、これにつきましては事前にお送りさせていただいております。会場出席、リモート出席の方でお手元にない方はいらっしゃるということでしょうか。

次に、次第、席次表、委員名簿、埼玉県環境審議会規則の4点についてですが、会場出席者の方には机上に、リモート出席者の方につきましては昨日メールで送付させていただきました。次第等ない方がいらっしゃいましたら、挙手等でお知らせいただくと助かりますが、よろしいでしょうか。

ここで、席次表についてですが、2点ほど訂正等ございます。

まず、1点目でございますけれども、小池委員につきましては所用により欠席となりました。

また、2点目ですが、山井産業廃棄物指導課長の席が田中副部長と佐々木資源循環推進課長の間となりましたので、御了承ください。

それでは、ここで環境未来局長の安藤から御挨拶を申し上げます。

○安藤環境未来局長 環境未来局長の安藤でございます。本日環境部長の小池ですけれども、県議会が急に開催ということになりまして、そちらの対応で欠席という形になりました。大変恐縮でございますが、御理解のほどお願いいたしますと存じます。

さて、本日は令和2年度第2回目の環境審議会ということで、お忙しい中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、リモートの先生方におかれましては、お忙しい中、セッティングから事前の準備等々まで大変お世話になっております。ありがとうございます。

委員の皆様には、環境分野につきまして日頃から御指導、御助言をいただいております。誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

本日の環境審議会でございますけれども、議題といたしましては第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）ということで、こちらの諮問を行うということになってございます。

現在の計画は平成28年度をスタートということで、5年間の計画となっております。28年度と比べ

ますと、随分と社会経済の情勢も変わってきていると思います。国連ではSDGsというような形がもう普及してまいりましたし、それから廃棄物の分野でいきますとバーゼル条約ですね、中国のほうのプラスチック問題等々がまた日本にも跳ね返ってくるというような状況で、大きく時代が変化してきているのかなと思います。

また、埼玉県におきましても、これは御案内のとおり、人口減少、超高齢化というのが日本一のスピードで進む県ということがございまして、これから急速な高齢化も迎えていくということで、廃棄物の分野でも影響が出てくるのではないかとというようなことも懸念される状況でございます。

こういった中で、これからこの5年間の計画を策定していくわけですが、この5年間に限らず、これから自分たちの子供や孫の代まで生活に密着したごみの分野ということがありますので、あ のときしっかりとした計画をつくったからよかった、あるいはしっかりと子や孫にバトンを渡していくという点で、ぜひ委員の皆様方のお知恵をいただきながら、しっかりとした計画を策定してまいりたいと思いますので、どうか御審議に当たりましてはそういう大所高所、あるいはまた逆に小さな点も、いかなるものでも結構でございますので、しっかりと御意見をいただき、県としてもしっかりと受け止めさせていただき、より県民の皆さんによかったと言われるような計画を策定していきたいと思 いますので、どうか御協力のほうをお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ありがとうございます。

ここで委員の方々に発言の方法について御説明をさせていただきます。

会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず手を挙げていただくようお願いいたします。三浦会長のほうから許しを得た後に、会場出席の方はマイクのボタンを押していただいて、赤になったことを確認してから御発言をよろしくお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度赤いところのボタンを押していただいて、解除するようお願いいたします。

リモート出席の方につきましては、発言されるときのみ音声をオンにさせていただいて、発言しないときは音声を常時オフという形をお願いいたします。これは接続の安定性を確保するためですので、御協力よろしくお願いいたします。また、状況等に応じまして、画面表示のオフをお願いする場合がありますかと存じます。その際は、また御協力をお願いいたします。

本日の会議は、委員数20名のうち13名の委員様が出席されております。4名が会場、9名がリモートの出席でございます。四ノ宮委員、横田委員、小池委員、内沼委員、武内委員、橋詰委員、木津委員、7人の委員様は所用により御欠席となっております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。

それでは、議事進行をよろしくお願いいたします。

○三浦会長 東京理科大学の三浦です。では、本日はよろしくお願いいたします。以降、着席で進めさせていただきます。

それでは、議事を進行いたします。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題ないと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○三浦会長 リモート出席の方は、異議のない場合は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○三浦会長 皆様から異議なしの挙手をいただきました。

それでは、会議の公開を認めます。

本日は傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局(赤松) 本日の傍聴者は2人です。

○三浦会長 それでは、傍聴者に中に入れてもらってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名します。

磐田委員、藤川委員にお願いします。よろしいでしょうか。挙手をお願いいただけますか。

(磐田委員、藤川委員挙手)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、了承されましたので、お願いいたします。

続きまして、第1回審議会です。了承した環境基本計画小委員会の委員指名です。環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。

委員の皆様の御専門分野や御経歴などを御懸案いたしまして、私から御指名をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

浅見委員、磐田委員、四ノ宮委員、袖野委員、横田委員、小島委員、吉川委員、田口委員、以上8名の委員の方々に環境基本計画小委員会委員をお願いしたいと存じます。

審議会本体の委員と小委員会の委員、両方の委員を兼ねていただき、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様、御了承いただけましたら、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

委員の皆様から、今日御出席の5名の委員の皆様から了承いただきました。袖野委員はまだ、遅れて御出席ということですが、いらっしゃいましたか。

○袖野委員 来ております。

○三浦会長 袖野委員にも小委員会委員のお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。

○袖野委員 了承しております。よろしくをお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

委員の皆様から了承いただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問事項等の審議に入ります。

本日は、諮問事項が1件でございます。

まず、諮問事項1、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）についてでございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定について御説明申し上げます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

本日、計画案を諮問事項1としてお配りさせていただいておりますが、計画案につきましては100ページを超えるものでございますので、説明につきましては第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要、こちらのペーパーに基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、左上、基本事項でございます。「計画の位置付け」にございますとおり、この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、廃棄物の減量、その他、その適正な処理に関して都道府県が策定しなければならない計画となっております。現在の8次計画の計画期間が今年度で終了することから、来年度から向こう5年間の計画を策定するものです。このたび計画の素案を取りまとめましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5、第3項に基づきまして本審議会に諮問させていただくものでございます。今後県民コメント等を踏まえ、県議会に報告した上で、今年度中の策定を予定しております。

また、「計画の位置付け」のところに「食品ロスの削減の推進に関する法律」と書いてございますけれども、この廃棄物処理基本計画につきましては食品ロス削減推進計画としても位置付けます。食品ロス削減推進計画というのは、食品ロス削減推進法に基づきまして各都道府県が策定に努めることとするとされている計画でございまして、この計画を本計画に位置付けるものでございます。国におきましては、今年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針というものが閣議決定されておりまして、その基本方針の中に、食品ロス削減推進計画につきましては、廃棄物処理計画等との整合性を図り、その中に位置付けることも考えられるとされていることから、位置付けるものでございます。

次に、その下、現状でございます。最新のデータは平成30年度のものでございますので、平成30年度のデータを記載してございます。

初めに、一般廃棄物でございます。一般廃棄物のうち家庭ごみにつきましては、1人1日当たりの数字を記載してございます。こちらのほうは平成30年度には524グラムということでございました。また、事業系ごみ、この事業系ごみといいますのは、各事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物に該当しないオフィスの紙ごみなどでございます。そういった事業系ごみの排出量につきましては、年間53万5,000トンでございました。こちらの家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれにつきましても、前年度比、平成29年度比でほぼ横ばいでございました。

また、ごみは破碎や焼却などの中間処理が行われた後、有効利用できないものは最終処分場に埋立処分されますけれども、これを1人1日当たりの最終処分場に換算しますと34グラムということで、前年度に比べ8.1%減とかなり減少しております。

また、工場や下水処理場から排出される汚泥や、建設現場から排出される瓦礫類などの産業廃棄物

につきましては、最終処分量が15万9,000トンであり、前年度比5.4%減少しております。

また、次に、廃棄物処理基本計画を策定するに当たっては、先ほど局長の御挨拶にもありましたが、様々な外部要因も考慮しなければなりません。外部要因にはSDGsなど政策的に取り組むべき課題もあれば、新型コロナウイルスによる新しい生活様式や、災害の激甚化への対策、海洋プラスチック問題など新しく出てきた課題といったものもございます。また、少子高齢化の問題につきましても、税収が伸び悩みが懸念される一方、戸別収集などの導入によるコスト増が懸念されるということで、こちらの影響も考慮しなければなりません。今回の計画につきましては、こういった要因も踏まえたものとなっております。

次に、その下、目標でございます。初めに、目指すべき将来像でございますが、「県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会の実現」としました。第8次計画の「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」という将来像を踏まえ、引き続き循環型社会を目指すものとした上で、「県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップ」という文言を加え、各主体の取組により、実効性と継続性を確保するものとなっております。

次に、その下、計画の目標でございます。初めに、左側でございますが、現行の8次計画につきましては、家庭系ごみ、事業系一般廃棄物の排出量と、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量について目標を定めておりました。これはいわゆる廃棄物の入り口と出口について目標を定めたものでございますけれども、今回の9次計画、その右側でございますけれども、基本的に現行の8次計画の目標を引き継いだものでございますが、今回項目のところに左側に「(新)」と書いてあるものが2つございまして、まずは一般廃棄物の再生利用率、またその下の食品ロス量、こちらにつきましては新しく目標として設定するものでございます。これは、これまでの入口と出口についての目標に加えまして、処理の中間過程における再生利用率の数値化を見える化することで、さらなる最終処分量の削減と資源の循環的利用の推進につなげていきたいと考えているからでございます。

また、食品ロス量をはじめとする各目標につきましては、国の目標値を踏まえまして設定をいたしました。

次に、その右側、施策体系を御覧ください。この施策体系は4つのカテゴリーに分かれております。先ほど将来像で御説明した循環型社会を実現するためには、初めにごみにしない、ごみを減らす、きちんと捨てるという視点や、どのような状況下でもごみ処理事業を継続していくという点が大切でございます。

そこで、まずⅠの3Rの推進と、その右側、Ⅱの廃棄物の適正処理について、初めにごみにしない、減らす、きちんと捨てるといった施策をまとめております。また、Ⅲの災害発生時等のレジリエンス強化と、Ⅳの持続可能な循環型社会の推進のカテゴリーは事業継続に関する施策をまとめてございます。また、Ⅰの3Rの推進のカテゴリーの中で太枠で囲んだところが3か所ございます。具体的には、食品ロス対策、食品ロス対策です。プラスチックの持続可能な利用、廃棄物エネルギー等の有効活用の3つでございますけれども、これらは社会的にも影響が大きく、新しい課題であることから、重要課題として位置付けました。

それでは、それぞれのカテゴリーごとに簡単に御説明させていただきます。

初めに、Ⅰの3Rの推進でございますが、リデュース、リユースの推進として、マイバッグ、マイボトル運動などごみを減らすライフスタイルの推進、家庭系、事業系の食品ロス削減への取組、環境教育等を通じた3R行動を推進してまいります。

次に、その下、廃棄物の再生利用の推進として、プラスチックの持続可能な利用、彩の国資源循環工場を拠点としたリサイクル工場、焼却灰などのセメント原料化による再資源化などを促進してまいります。

次に、その下、廃棄物エネルギー等の有効活用として、下水汚泥のエネルギー活用、廃棄物処理施設への発電設備等の導入による熱回収などを進めます。

さらに、県による率先行動として、グリーン購入、エコオフィス化などを進めてまいります。

次に、右側、Ⅱの廃棄物の適正処理についてでございます。こちらのカテゴリーにつきましては、基本的に法令に基づく、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する指導。

また、次の不法投棄防止対策等の徹底として、建設現場等への立入検査等による未然防止、職員が24時間不法投棄の通報を受け付ける不法投棄110番の設置等による早期発見、監視体制の強化による早期対応を3つの柱とする取組。

有害廃棄物等の適正処理としては、ポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBですけれども、PCB廃棄物の適正処理、アスベスト廃棄物の適正処理、家庭から排出される処理困難物の適正処理に取り組んでまいります。

さらに、安全、安心な最終処分場の運営や研究を進めてまいります。

次に、Ⅲの災害発生時等のレジリエンス強化でございます。災害廃棄物処理計画等が未策定の市町村につきましては、県が策定支援を行ってまいります。

また、関係団体や事業者との連携を強化し、災害発生時に備えてまいります。

さらに、災害廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物処理施設を活用するなどして、円滑な処理が実施できるよう取り組んでまいります。

廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策としては、施設の新設や更新の際、情報提供や助言を行い、災害等発生時の地域の災害対策拠点として機能できるよう、発電設備等の導入を促進してまいります。

最後に、持続可能な循環型社会の推進でございますが、市町村におけるごみ処理を継続していくためには、ごみ処理に係る費用を極力抑えるため、効率的に運営していかなければなりません。そこで、市町村がごみ処理施設の広域化による事業の効率化や、ごみ処理会計制度の導入ができるよう支援してまいります。また、少子高齢化社会に対応するため、高齢者等へのふれあい収集や戸別収集等についても促進してまいります。

事業者の取組としては、きつい、汚い、危険の3Kから、スマイル、清潔、スタイルの3つのSで、廃棄物業界全体のイメージアップや人材育成を引き続き展開してまいります。

廃棄物業界においても人材不足は深刻な問題です。そこで、AIやIoTを活用して、その対策に取り組んでまいります。

最後に、感染症対策でございますが、廃棄物処理従事者が新型コロナウイルス感染症などの感染により業務

が中断することのないよう、廃棄物の適切な処理方法や、業務を継続して行うための措置につきまして周知してまいります。

概要の説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見あるいは御質問をお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長だけではなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくをお願いいたします。

田口委員、お願いします。

○田口委員 御説明ありがとうございました。今回私、初めてこの基本計画案を読ませていただきました。一読後の感想といたしましては、大変大事な計画だなというふうに感じました。我々一人一人の生活に密接に関連する重要な計画だと思います。ぜひ実効的な計画として仕上げていただきたいと思えます。

そういう観点から、2点意見を申し述べさせていただきます。

第1点は、本文の65ページ、66ページ、計画の数値目標についてでございます。ただいまも課長のほうから御説明いただきましたように、現行の第8次計画では4つの数値目標を掲げていたのに対して今回の第9次計画では、66ページでございますように、新たな指標として、一般廃棄物の再生利用率と食品ロス量を加えておられますが、これは大変時宜にかなったものだと考えます。

そのうちの食品ロス量についてなのですが、目標値として令和12年度ですから、今から10年後の2030年度までに20万2,000トン以下にするということで、この6つの指標の中で、この指標だけが今回の計画終了期間のさらに5年先を目標年次としていることとなります。これは御説明にもございましたとおり、国の計画が2030年度までを目標期間としているということと整合性を取ったものということでもありますけれども、その結果として第9次計画、今回の計画の計画期間における目標値がないということになってしまっております。これはどうなのだろうかなという感じがいたします。2030年度までを目標とすること、それはそれで結構だとは思いますが、併せて何か工夫といいますか、例えばこの計画期間中の中間目標あるいは参考値のようなものを示すというようなことはできないものでしょうか。この食品ロスの削減というのは、次の本文67ページで、今回この計画の3つの重要課題として掲げているその1番で掲げているものでございます。

それから、この計画については、本文の98ページ最後のところにも記されておりますように、計画策定後は毎年度、計画目標の実現に向けた進行管理、進捗管理を行っていくということでもありますので、その進行管理に当たっての目安といいますか、手がかりになるような指標を示していただけると、この計画の実効性あるいは現実性もより高まるのではないかというふうに思います。それが第1点でございます。

もう一つ、第2点なのですが、この基本計画で施策の面で一つの検討課題として打ち出しておりますごみ処理の有料化についてであります。本文ですと61ページ、62ページ辺りで、この基本計画における重要課題ということで、第1項、廃棄物の循環的利用から、第4項の少子高齢化や人口減少における持続可能な廃棄物の適正処理まで4項目を掲げている。これが今回の計画の重要課題という提示

なのですが、この中の62ページ、第4項で、市町村に関わるものでありますが、ごみ処理の有料化の検討を盛り込んでおります。環境を守りながら廃棄物処理の仕組みを持続可能なものにしていくという観点からは確かにごみ処理の有料化ということも大きな課題であることは間違いのないと思います。しかしながら、有料化ということになりますと、その仕組みいかんによっては私たちの生活にも大きな影響が及ぶことも考えられますので、市民の皆様方の間でも賛否様々な議論が起り得ると思います。したがって、有料化ということを経済的インセンティブを活用した事業運営を行うため、何のために有料化するのかというその目的をしっかりと固めておく必要があると考えます。

そういう観点からこの62ページの記述を拝見いたしますと、下から4行目辺りでしょうか、「市町村は将来の人口減少による税収の減少に備え、経済的インセンティブを活用した事業運営を行うため」というふうに書いてございます。ということで、まず税収の減少に備えるという財政上の目的が出ております。これは理解できなくはないですけれども、しかし廃棄物処理の基本計画としてはまずもって廃棄物処理の在り方という観点で語るべき問題ではないかなというふうに思います。例えば、廃棄物の削減であるとか、資源の循環利用の徹底であるとか、あるいは排出負担の公平化というような廃棄物処理政策における目的を中心に据えて議論すべき課題ではないかなというふうに考えます。その辺は、文言上は恐らく素案にある「経済的インセンティブを活用した事業運営を行うため」という表現に包含されているのかなというふうには思うのですが、その趣旨がどうも水面下に隠れてしまっていて、表に出ていないように思われます。この有料化の打ち出し方、書き方については、そういった観点も踏まえて十分御精査いただく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上、2点でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

田口委員から感想と意見を2ついただきました。最初のほうは食品ロスに関する御意見ですが、御回答は。

では、佐々木課長、お願いいたします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課長の佐々木でございます。

御質問ありがとうございました。2点ございましたけれども、まず1点目でございますけれども、食品ロスの目標につきましては、先ほど田口委員からも御発言もございましたとおり、国の目標を下敷きにしておりまして、2030年度、令和12年度の目標をここだけは掲げております。そういう意味では、確かにこの5年間の廃棄物処理基本計画の中ではやや目標値が長くなっているところではございますけれども、その点について私どももいろいろと、例えば他県の先進計画、まだその食品ロス計画自体があまり先行的につくっているところはないので、事例とするものは数少なかつたのですけれども、そういったものも見えました。そうすると、どちらかというと、やっぱり令和12年度の目標を掲げているところがほとんど全て、そういうところが多かったということと、あと、今回の計画につきましても、例えば計画の本文の44ページから45ページ、これは8次計画の中での計画目標について、どういうふうにしてその計画の初年度からトレンドが来ているのかということと、あとはその計画策定時から目標値を直線で引いて、それとここはどのぐらい乖離があるのかということもここで述べているのですけれども、これを見てお分かりのとおり、基本的に計画の数字というのが非常に、廃棄物とかとい

うのはかなり政策的な部分と、あとは今のコロナとか、いろいろと社会的影響を受けやすいところがございます。そういう中で基本的には、例えば削減に向かって順次、一気に進んでいくというよりは、いろいろと凸凹を繰り返しながら、最終的にその目標につなげていくといったような要素が大きいところがございます。

そういうことと言えば、例えば現在の推計値から令和12年度まで線を引いて、それで例えば5年間ということは、それはできるのかもしれませんが、それを一つの行政計画の目標値として置くというのはちょっとどうかなということで、あえてほかの県の例に倣ったような形で令和12年度を掲げさせていただいたところがございます。

次の2点目でございますけれども、ごみの有料化につきましては、まさに今田口委員がおっしゃったとおり、この目的というのはあくまでも廃棄物処理基本計画の目的でございますので、そういう意味では税収のところ、行政計画などでちょっとそういうところも述べさせてもらったのですが、そういう意味で言えば、確かにそういった廃棄物の削減とか資源という、そういう部分も大事なのかなというふうに考えました。基本的にはやはり、これは廃棄物処理基本計画ですので、そういった廃棄物の抑制というのが目的でございますので、そういう意味で言えば、国のほうもこういったごみの有料化というのは一つの手法として有効であると思われると言っているものですので、そういう意味で言えば、こういったようなやり方もございますよということで示しているものですので、最終的な目標というのは、最初に田口委員がおっしゃったとおり、廃棄物の削減、抑制というのが最終目的ですので、ここの書きぶりにつきましては、田口委員の御指摘も踏まえて、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三浦会長 よろしいですか。

どうぞ。

○田口委員 ありがとうございます。

第2点目はそういうことで、文章のほうの精査の過程で御検討いただければというふうに思います。

前半のほうなのですが、この10か年の目標を設定するという、そのことについては、特にそれを5か年の目標としてまた別途の数字を上げるということまでを求めているわけではなくて、この計画は今後毎年度進行管理を行っていくと。その進行管理における目安のようなものを何らかに検討できないかと、こういう趣旨で申し上げているわけです。目標値自体は10年後であっても結構なわけですけれども、ただ10年の計画期間中、前半の5年間は特に何も進みませんでした。後半の5年間で一気に進むということは、これは考えられないわけですね。着実に削減していかなければいけない。そうであれば、その中間年次の5か年目で大体どのぐらいまでいっていただければ、おおむね計画目標に沿っているかどうか、それが分かる程度分かるような目安なり参考値を何らかの形で示しておいていただければ、この計画の実効性を高める上でも役に立つのではないかと。ですから、この6つの指標に並べて5か年の目標を新たに加えるということではなくて、この10年後の目標を着実に実現する上でも、その進行管理を行う上での目安、参考値のようなものを何らかの形で、この目標に沿って進んでいけば、5年後この計画の最終期限では大体この辺に到達していると望ましいと、そういうような、ある程度の

目安のようなものがあると、この進行管理、進捗管理にも役立っていくのではないかと。それを何らかの形で計画の中にその参考値的なものが盛り込まれていると、この計画の意味合いも高まるのではないかと。そういった観点で少し御検討いただけるといいかなというふうに思って、申し上げたわけです。

○三浦会長 佐々木課長、お願いします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課の佐々木です。御質問、どうもありがとうございます。

確かに今後、毎年進捗状況を確認する上で、やはりある程度、何かしら目安になるようなものというのには確かに必要かなというふうには思います。例えば、先ほど計画の本文のほうを見ていただきましたけれども、例えば現状値と目標値を例えば線で結ぶとか、あるいは、例えば10年間の計画を割っていくとか、それをトレンドで割っていくとか、多分いろいろやり方はあると思うのですが、それにつきましては多分食品ロス計画だけではなくて、ほかの目標についても多分そういった何かしら目安になるものが必要だと思いますので、それはできれば計画の中ではなくて、また今度ローリングするときにはまたちょっと手法については検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○三浦会長 はい、どうぞ。

○田口委員 計画と別途ということではなくて、計画の中にそういう性格のものだということは何らかの目安的なものが入っていると、計画をつくった後、別途何かを考えますというのではなくて、それがミックスされていると分かりやすいではないかな、そんな可能性も含めて御検討いただけるといいのかなというふうに思います。

○三浦会長 どうもありがとうございました。ちょっと時間、ほかにもいろいろ御質問を受けたいので、そのことは御検討いただくということでもよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

小島委員、お願いします。

○小島委員 よろしく申し上げます。

私から、素案を拝見しまして2点あるのですが、太陽光パネルを家庭でもどんどん乗せているところが増えていると思いますけれども、それが大量に廃棄されることも考えられると思うのですが、そういったことが展望とかそういうところにちょっと見られなかったので、そこら辺、何かしらどこかで記載したほうがいいのかと感じたのが1点と、あとは不法投棄のところ、部分なのですが、自然地、何かと不法投棄されがちです。例えば、県の施設である荒川大麻生公園とか、そういったところにも車で乗りつけて不法投棄されてということがあるかと思うのですが、今現状、指定管理者がそういった処理も含めてするということなのですが、案の中にありました、防止策で警備会社を使って防いでいくというようなことがそういったところにも適用されるのかということですか、そこら辺どうなのかなと思いました。

以上、2点です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、山井課長、お願いいたします。

○山井産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課の山井でございます。御質問どうもありがとうございます。

まず、太陽光パネルに関しましては、県としてもこの施策の中では、今後取り組んでいくものとして、97ページ、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて検討していくというふうに方向性としてはお示ししておるところでございますけれども、御指摘のとおり、課題等のところに記載があまり入っていないということに関しましては、記述の修正等について検討させていただければと思います。

それから、不法投棄防止に関しましては、河川管理者のほうでパトロール等を行っているというふうに認識はしておりますけれども、不法投棄が頻発するような場所につきましてはこの警備会社等のルートの中に組み込んでいるところもございますので、そういったところで対応は可能なというふうに考えております。当然河川管理者等との連携というのは、不法投棄の会議体等も持っておりますので、その中で連携して取り組みたいと考えております。

以上です。

○小島委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

続きまして、ほかに。

吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 よろしく申し上げます。4点ほどあります。

1つ目は、19ページ、20ページのほう、この間の推移ですね、市町村の。あ、なるほどなと思って、初めて見たので眺めましたけれども、19ページには結果のことしか書いていないので、例えば再生利用率、日高は除いて、ぱっと見とはいっても数値結構ばらけていたり、進捗が遅れていたりなのかなという感じが読み取れるので、こういうことについて市町村はちゃんと認識しているのかということや、こういう差だとか、こういう数字になっている背景なり分析したりみたいな、それが対策にもつながるのだと思いますので、もしそういうことがありましたら教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、食品ロスの関係で、38ページから、これも、ああ、なるほどなと思って。家庭から出ることについても、食品関連事業者も手つかずだとか規格外というのがあって、これも生協や消費者団体も関係することですので、ああ、なるほどなと思って見たわけですが、施策のほうではフードバンクだとかフードパントリーだとか出てきますので、これも生協や消費者団体も絡んでいますので、少しこれは意見、要望になるのですが、もともとこのフードバンクの取組については、消費者団体も入口は食品ロスから入ったのですよね。食品ロスで入って、でもその格差のことや、あるいは生活困窮者への支援という、そんな気持ちで今は一生懸命取り組んでいるのですが、生協もフードドライブを常設のところも増やしてやってきているのですが、ただ、やっぱり常設なかなか増やせないのですよね。それはなぜかという、結局そこから運搬しなくてはいけないとか人手がかかるものですから、ただただ増やせないというはがゆさがありまして、ただ県の支援でパントリーも子ども食堂も増えていますので、そういう点で言うと、常設のフードドライブやっている拠点やパントリーや子ども食堂が市町村ぐらいの、市民が行けるぐらいの範囲でどこにあるのかという見える

化をしていただければ、生協の組合員や消費者団体にも、わざわざ遠いところにやっぱりなかなか行きませんので、皆さんのところはこういうところがあるから、そこに持っていけばいいのだよとか、取りに行けばいいのだよとかというリアルな行動提案ができるようになると思うのです。でも、今私も含めて全くそういう一覧、一望で見えるものがなくて、抽象的な、やっぱり「やりましょう」という声かけにとどまっているかなというふうに思いますので、埼玉はせっかくこういう取組を一生懸命やってきた県で、増えてきたからこそ、面で捉えたときに、もっとやりようがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそこは庁内連携取っていただいて、我々も協力しますので、見える化を進めて、県民、市民にちゃんと訴えるという取組が要るかなというふうに思います。

それと、もう一つ、職員同士など目標の立て方の、65ページに、3点目ですけれども、食品ロスの削減量のところだけ割とあっさり、国の目標に合わせて設定しますと書いてあって、それはそうなのかもしれませんが、埼玉が置かれている地位だとか考えたときに、もう少し何か、一言位置付けだとかないと、これはこれでいいのかもしれませんが、ちょっとなと思いました。ほかの県もそういうふうに国に合わせてやっているのかということも含めてお聞きしたいです。

最後、グリーン購入だとかプラスチックにちょっと関わるのですけれども、こちらのクリアファイルって、こういうプラスチックの透明なものですが、我々も内部では基本これを使っているのですけれども、こういう紙のクリアファイルを持ってきてみました。ちょっと値段が高いのですけれども、外に持っていくときなんかは、一応写ります、クリアではないけれども写りますので、プラスチックではない利用も、こういうのもみんなが使わないとなかなか額も下がっていかないなんていうこともあるので、こんなことなんかぜひ県のところでいろいろ見い出して、足を踏み出してもらえればと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、御回答お願いいたします。

佐々木課長。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課の佐々木です。御質問どうもありがとうございます。

初めに、計画の本文の19ページでございます。これは今吉川委員からもお話のあったとおり、なかなか我々つくったほうとしても非常に面白いデータかなというふうに思っております。ただその一方で、今委員おっしゃられたとおり、多分数値が悪い市町村にとっては結構耳の痛いというか、そういうところはあるのかなと思っております。そういう意味では、こういった、せっかく数字が見える化したわけですから、これを使って、できればそれぞれのごみ排出量ですとか、再生利用率が悪いところはよりいいところに近づけるような形で、今回、現在数値化しただけですので、これを、今委員おっしゃられたとおりいろいろと分析して行って、何がこう、どこがいいのか、悪いところはどこが悪いのか、その辺を今後の施策に反映させていきたいというふうに考えています。

例えばで言いますと、加須市さんなんかは再生利用率は平成20年のときは24.9だったのが、平成30年度には38.4ということで大分上がっておりますけれども、加須市さんは、聞いてみますといろいろと自治会単位でかなり積極的に取組をされていると。それに対して市のほうもインセンティブを与え

ているということで、住民ぐるみでかなり分別を徹底しているというところもございますので、そういったような事例をほかの市町村にも横展開していきたいというふうに考えています。

2点目ですけれども、フードバンクとかフードパントリー、せっかくすばらしい活動しているものがなかなか、どこに持っていったらいいかわからないというようなところというのは、我々もそういったお話も伺いますし、またフードバンク等からも、なかなか認知度が上がらなくて、いろいろと困っていると。活動がもっとしたいということがございます。そういった御意見も伺っておりますので、今後そういったフードバンクの認知度を上げて、では自分のうちの近くにはこういうところがあるのだとか、そういったものが分かるような形で、県としてもフードバンク活動の支援をしてみたいというふうに思っております。

あと、次が食品ロスの計画、計画本文の65ページですけれども、確かに吉川委員おっしゃるとおり、食品ロスの部分については確かに1行にも満たない部分でございますので、この部分につきましてはちょっと検討いたしまして、少し丁寧に記載したいというふうに考えております。

あと、他県につきましても、我々が調べたところでは、やはりその目標値については国の目標を掲げております。

それと、最後に、プラスチック問題として紙のファイルもありますよというふうなお話を伺いましたけれども、確かに今回のプラスチックごみ問題については、この計画の中ではどちらかというと重点が、プラスチックごみになったものをどうやって再資源化していくかというところをかなり重点的に書いておりますけれども、やはり委員御指摘のとおり、初めにまずプラスチック自体そもそも使わないというのも一つのやはり選択肢で、いろいろと大企業におきましては、何かよくストローをプラスチック製品から替えたというのがかなり話題になっているというのもありまして、そういったものがほかにはっきりしているというのもございますので、そういった社会の流れも受けて、その辺についてもどのようにこの計画の中に盛り込んでいくのか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○三浦会長 よろしく申し上げます。

それでは、ほかに。

どうぞ。

○佐藤環境政策課長 環境政策課長の佐藤でございます。4点目のところで、グリーン調達については環境政策課で担当している分がございまして、私からも回答させていただきます。

毎年見直し、御承知のとおり行っておりまして、プラスチック製品を減らしていくと、そんな動きもこここのところ出てきております。昨年度におきましては、ワンウェイの容器包装、プラスチックをやめていこうということで、これは国の基準に上乗せして県としてもやっていくような、こんなことも取組を始めさせていただいております。委員から御紹介いただいたそういった製品についても今後また情報収集しながら、本当に価格とバランスはあるのですが、県としても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○三浦会長 どうも失礼いたしました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただいでよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。細かいところを含めていろいろと気になるところはあるのですが、前半データしっかりつけていただいて、非常に客観的に評価できるよい計画になっていると思います。

順番にいかせていただきます。まず、2ページの図1なのですけれども、この位置付けということで、国のほうが廃棄物処理法と食ロスなのですが、やっぱり循環計画ですとか循環基本法については掲載しておいた方がいいのではないかなと思います。やはり数値目標を含め、いろいろな目標値なども掲載されているものですので。

続きまして、16ページに焼却処理施設の状況という形で、現況の能力であったり、発電量が書いてあるのですけれども、後ろのほうで人口減少みたいな話、高齢化の話もあるのですが、今回基本計画ということで大体5年ぐらいのスパンだとは思いますが、人口動態に合わせた将来像みたいな、処理能力はどれくらい必要になってくるのか、容量を減らしていく方向なのか、増やしていくのかというような将来像、もう少し長いスパンの状況が見えるといいのかなと思います。

続きまして、19ページ、20ページなのですけれども、再生利用率で利用率低下の自治体が非常に増えているということなのですけれども、ここに関して何か考察できることがあれば、教えていただければと思います。

続きまして、34ページのきに監視指導状況がございすけれども、廃棄物業界に対する指導ということで、監視指導以外に、いいところを伸ばしていくというところで優良認定の状況はどうなっているのかなと思いましたが、優良認定されるような事業者数を増やしていくという目標を立てるのもいいと思いますし、状況がお分かりになるようであれば教えていただければと思います。

46ページに外部要因ということで、まずSDGsを持ってきていただいている、環境基本計画においても、こちらの循環の廃棄物計画においても、このSDGsということで埼玉県として意識しているとうたっておられるというのは非常にいいことだなと思いました。

この第1項の順番がどういふ順番なのかが、ちょっと整理があまりされていないのではないかなと感じました。年代別というわけでもなければ、項目別というわけでもなく、プラも2か所に出てきますし、なので順番、年代順にするのか、物順にするのか、優先度順にするのか、少し整理いただくといいのかなと思います。

それから、66ページに計画目標、全体載せていただいているのですけれども、表で表すほかに、せっかく入口、出口、循環の3Rの指標を決めておられるので、図でも分かりやすく、循環のこの入口の部分と出口の部分とというのが分かるような形でも記載されると分かりやすいのではないかなと思いました。

それから、67ページ以降、食品ロスの話ございすけれども、先ほど生協の方からの御指摘があったように、フードバンクであったり子ども食堂の活用とすごく一般的に書いているのですけれども、既に取り組みされている実績もおありでしょうから、そういったもう少し具体的な数字なども入るといいのではないかなと思います。

また、食品ごみを減らすという以外にでもSDGsのような観点からは、1番の貧困であったり、2番の飢餓であったり、もっと広い効果があるものなので、そういった広い視野を持って取り組んでいるという形の記載にされると、せつかくの取組なので、いいのかなというふうに思いました。

続いて、75ページですけれども、具体的にどういった取組を行うかということが書かれているのですけれども、これ以外の取組はどうなのだろうと思います。例えば、コンポスト化など、ほかの取組もされているのではないのかなと思いましたが、もう少し、広く記載したほうがいいのではないかと思います。

続きまして、76ページからプラスチックの話になるのですけれども、第2項、プラスチックの持続可能な利用ということで、こう言われるとプラスチックをこれからも使い続けていくのだぞという宣言にも聞こえてしまうので、もともとはプラスチック資源循環戦略に基づいてのお話だと思うので、例えばプラスチック資源の循環とか、プラを利用するというよりも循環させていくのだという記述にしたほうが意図が伝わりやすいのかなと思います。中身もリサイクルの話が中心になっているのですけれども、その出口のところなのですから、循環戦略はもっと広くて、リデュースのところですよ。プラバッグの有料化なんかもそうですけれども、あとバイオプラの導入とか、いろいろな目標ございますので、埼玉県としても取り組まれているほかの取組もあるのではないかなということで、もう少し広く3Rについて対象とされたほうがいいと思いました。

あとは93ページですけれども、災害時のレジリエンス強化ということで、市町村の災害廃棄物処理計画を支援するということなのですが、これはやはり全ての市町村が策定すべきものですので、特に県としてはやはり災害時広域連携が必要ということで、非常に期待される役割は大きいので、もう少し積極的な書きぶりがあってもいいのではないかなと思います。実際にその計画が何市町村できていないのか、どういった支援を行っていくのかなど、連絡協議会みたいなものもあるのかもしれませんが、そういった記述もあるといいのかなと思います。

最後に、ちょっと見つけられなかったのですけれども、リサイクルの観点で小型家電の回収も今特に力を入れて国のほうでは推進していると思うのですけれども、そのあたりの記述がちょっと見当たらなかったで、リサイクルの中の一つということで埼玉県の取組もあればいいのかなと思いました。

すみません。ぱっといきましたけれども、以上になります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

たくさんの御意見、質問をいただきましたけれども、ちょっと時間が押していますので、今御回答できる件だけお答えいただいて、あとは文書等でお願ひしたいのですが、全部いきますか。時間が余りないので、5分ぐらいで、では回答お願いできますか。

○佐々木資源循環推進課長 それでは、ちょっと簡単になってしまうのですけれども、御回答させていただきます。

まず、2ページの循環法ですけれども、こちらのほうは掲載したほうがいいというのは、まさにおっしゃるとおりでございます、これについては掲載させていただきます。

続いて、16ページの人口減少に伴う廃棄物処理施設の関係なのですから、確かにこれにつきましては、なかなか、やっぱり廃棄物処理施設は作るまでに10年ぐらいかかりますので、それはかじを

切っていくというのは、ある程度早め早めにやっていかなければならないということで、この計画につきましてもこの一番後ろに、105ページ以降に、今後のそれぞれの市町村ごとの人口とかを参考にしながら、できるだけ広域化、集約化して今後の人口減少社会に対応していこうという計画になっております。

あと、基本的に各市町村の再生利用につきましても、これはこういう形で今回市町村ごとに一応分析したわけですので、これをできるだけ再生利用率が高い市町村のやっていること、事業をほかの市町村に横展開していこうというふうに考えております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、46ページのSDGsとか外部要因につきましても、確かにこの辺は順番が整理が必要だと考えております。

次に、66ページですけれども、こちらのほうも目標値を図で分かりやすくということで、検討させていただきます。

続いて、67ページの食品ロスの関係ですけれども、こちらでも具体的な数字を入れるということと、あとは、確かにフードバンク等につきましても、福祉分野ですとか、あるいは災害分野なんかのほうにも広く効果がありますので、そういった部分につきましても、書きぶりをそういったことを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それと、あとプラスチックの施策のタイトルなのですが、確かに委員おっしゃるとおりでございますので、その辺につきましても検討してまいりたいと思います。

あと、小型家電につきましても、計画本文の中で、85ページのところに（２）、リサイクル法によるごみの再資源化の促進ということで、ここにちょっと、「小型家電など各種リサイクル法の円滑な実施に向け」という部分でございますので、この点につきましてもちょっとまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。よろしく御検討ください。

○袖野委員 ありがとうございます。

○三浦会長 ほかに、委員の方。

磐田委員、お願いします。

○磐田委員 すみません、磐田です。

5か年計画ということで、私もこれから5年間の間に高齢化が進んで、各市町村では戸別回収といえますか、ごみの。高齢者の方に対して全て対応していくような案件が増えていくのではないかと懸念しています。それを各市町村は個別に対応はするとは思いますが、やっぱり規模の効果といえますか、まとめ上げることによって、より円滑に進むということもあるかと思うのです。埼玉県として、各市町村で個別対応し切れない部分を連携を強化してまとめ上げていくような役割を果たすような書きぶりをされたほうがいいのではないかとこのように思っています。

いろんなところで重点課題ということで対策を上げられていますけれども、例えばそのほかの再生利用率を上げるという課題、そういったものについても、やはり個別の市町村で精いっぱい努力はしているものの、やはり規模の効果でなかなか経済的には元が取れないリサイクルというものも多く

あると思いますので、そういったところの弱点を連携をすることによってカバーするような御提案というのも今後御検討されるといいのではないかなというふうに思いました。なので、このこちらの計画案で言うと、一番最後の98ページのところにある役割分担というところなのですが、県としての役割として、県内の排出抑制、適正処理というところにとどまらず、この連携を強化することによる目標の推進というか、そういった役割も加えられると、より各市町村と県との立場というものも明確になるのではないかなというふうに思いました。

すみません、コメントです、私からの。質問ではなく。ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、町田委員、先ほど手を挙げていた。

時間ないので、1件ぐらいにお願いできますか。

町田委員、どうぞ。

○町田委員 先ほどの質問と重なっておりましたので、大丈夫です。結構です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

そうしますと、藤川委員、お願いします。

○藤川委員 藤川です。ありがとうございます。

ちょっと2点質問させていただきたいのですが、今回食品ロス削減法の成立を受けて、廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の計画も盛り込まれたということですが、これ、盛り込むに当たって従前の廃棄物処理基本計画との整合性という点で何か特に有意義な点があるのかどうか。あるいは、今後留意しなければならない点があれば、それを教えてください。

2点目なのですが、個々の施策になってしましますが、75ページのほうに「フードドライブの実施」とあります。「家庭で余っている食品を提供するフードドライブを県及び全ての市町村で実施し」とありますが、家庭で提供するという個人から提供されるということになって、食品の安全性の点では企業の提供よりはやや劣後するのかなというふうに考えます。そういった意味で、安全性の担保がないと市町村としてもなかなか及び腰になってしまうとか、利用者としても安心して利用できないということが考えられるのですが、現段階でもし安全性担保の基準等を県で持っていれば、そういったものがあるのかどうかというのを教えていただきたいのと、あるいは今後県として安全性担保の基準を設けるのか、マニュアル化していくような予定があるのかということについて教えてください。

○三浦会長 お願いします。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課です。

では、藤川委員の食品ロス計画を今回廃棄物処理計画に位置付けた有意な点ということでございますけれども、実は食品ロスの削減については、もともと第8次廃棄物処理基本計画の中でも1つの施策として入っていたものでございまして、今回見ていただくと分かるのですが、計画の本文の中でかなり書きぶりを充実、あるいは施策を充実させたという形になります。そういう意味では、ほかの委員からも御指摘がございましたけれども、食品ロスというのは、あくまでもやっぱり廃棄物関係、環境関係だけではなくて、福祉とか災害とか様々な視点がございまして、そういう中では、基本的に

廃棄物処理基本計画という枠組みはございますけれども、その中でどの程度ほかの分野も書き込めるのか、その点については今後検討していきたいというふうに考えています。

続いて、フードドライブの安全性の確保という部分ですけれども、基本的には本県の場合、未開封で消費期限まで2か月あるものをというのを一つの目安として預かるようには市町村とかフードバンクにはお話をしております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

時間になっておりますが、どうしてもございましたら、1件だけお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

鈴木委員、では1件だけお願いいたします。

○鈴木委員 埼玉県といっても、結構いろいろ広いわけですよ。先ほどの20ページの資料なんかもあるけれども、やはり地域性というものを考える必要があるのではないかという気がするのです。秩父のいろいろな環境問題あるいはごみ問題というのとさいたま市のごみ問題、全然違うと思うのですよね。恐らく秩父であれば裏山に埋めておけば自然に返るという話もあるかもしれないし、そんなこともあるわけで、こういう統計資料を見るときにもやはりそういう地域差も考慮した上で解釈していかないと話ができないのではないかという気がするの1つあるかと思います。

それから、今循環型社会ということは言うのですけれども、循環させるのは誰が循環させていくか。誰かが運んでいるわけですよ。先ほどありましたけれども、要するに高齢化でだんだん物が動かさなくなるということもあるかもしれないし、いろんな意味で、循環型社会にするためにはきちんと物が動くような構造をつくっていかなければならない。ということは、まずごみであってもきちんとそれなりの価値が認められるようなものでなければ結局誰も動かしてくれないという話になって、そこに埋もれてしまうという話になるかと思うのですよね。何かそんなこともちょっと気になる点かなという気がするのです。

それから、もう一つ、さらに言えば、災害のときに多分あたふたといろいろと廃棄物を処理しなければいけない事態が出てくるかと思うのですけれども、そのときに、今の時点でどういう災害がこれから起きるか、これはほかのセクションの仕事かもしれませんが、どういう災害が起きたときにどういう対応をするかというようなことも含めて考えていく。そして、そのときに出てきた廃棄物をどういうふうに一時的に置くのか、あるいはどういうところに持っていくような方向に……持っていく場所があると考えておくとか、そういうことも含めてやられる必要があるのではないかなという感じがちょっとします。

かなりいろんな話が出てきて、ちょっと頭の中混乱しているのですけれども、やっぱり流れというか、循環型を言うのであれば流れをかなり意識していただく必要があるのではないかな。流れるためには、価値がなければ誰も動かしてくれないというところになるだろうし、あるいは税金で動かす手もあるかもしれませんが、やっぱり何らかの価値を持たせた状態で、廃棄されたものはまた生かされるような形に、次の段階に利用できるような形に持っていかなくちゃ維持できないという気がします。ちょっと余計なことでしたけれども。

○三浦会長 どうも御意見ありがとうございました。

議長の不手際でちょっと時間を押してしまいました。まだ御意見あると思いますけれども、また改めてちょっと目を通していただきまして、御意見あるようでしたら12月11日金曜日までに事務局宛てにお寄せください。今日、本日いただいた御意見と、それを含めまして私のほうで答申の案を用意して、次回の審議会でお示ししたいと存じますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の審議会の議題は全て終了いたしました。

最後に委員の皆様より何か御発言ございましたら、お願いいたします。今日の審議案以外のことでございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは令和2年度第2回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会（赤松） 委員の皆様、御審議ありがとうございました。

次回の審議会は、来年の2月頃を予定しております。時期が決まり次第、また追って御連絡させていただきます。

また、第1回の環境基本計画小委員会を来年1月頃に予定しております。こちらにつきましても、小委員会の委員の皆様、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度第2回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 3時26分閉会